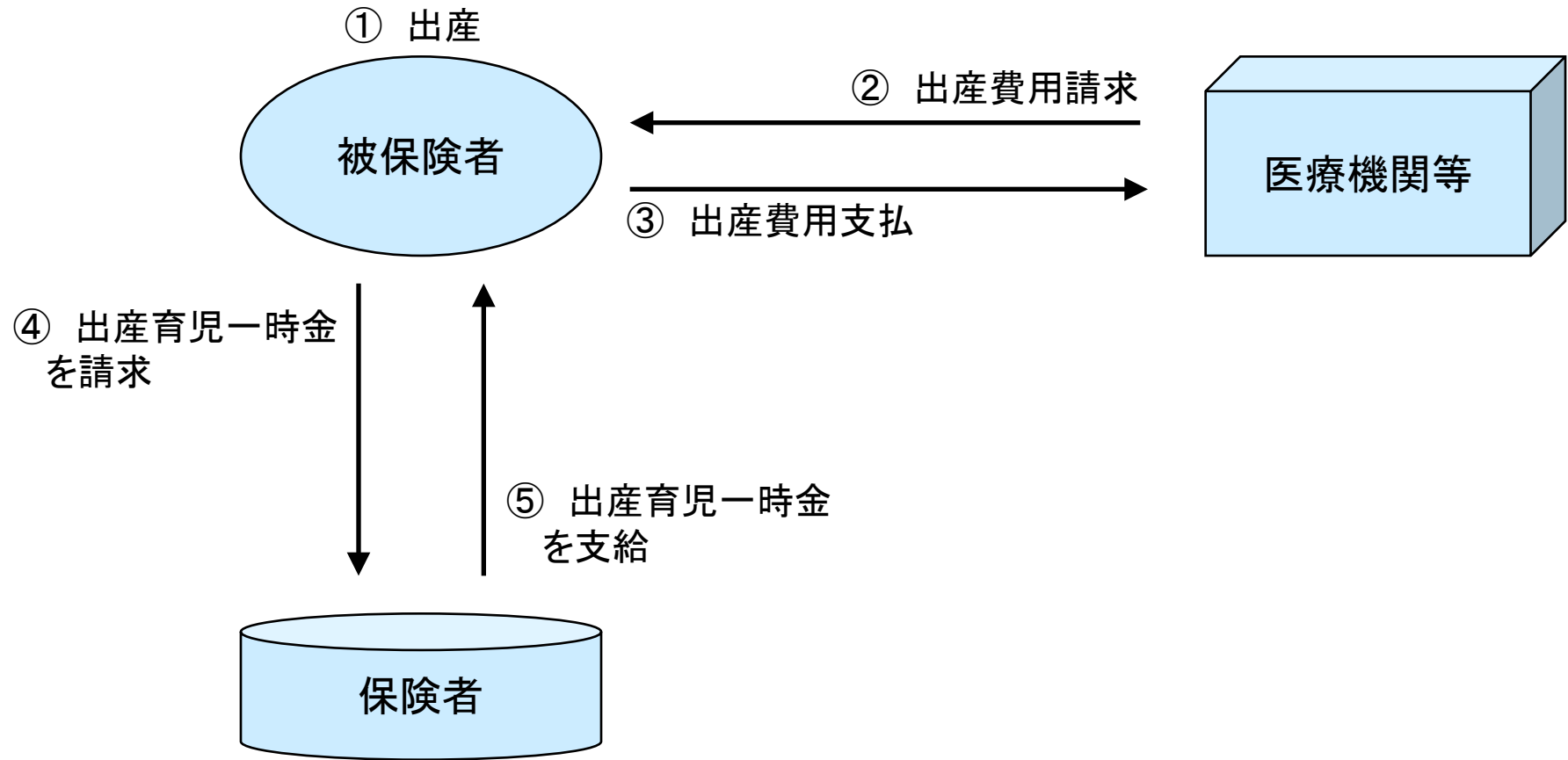


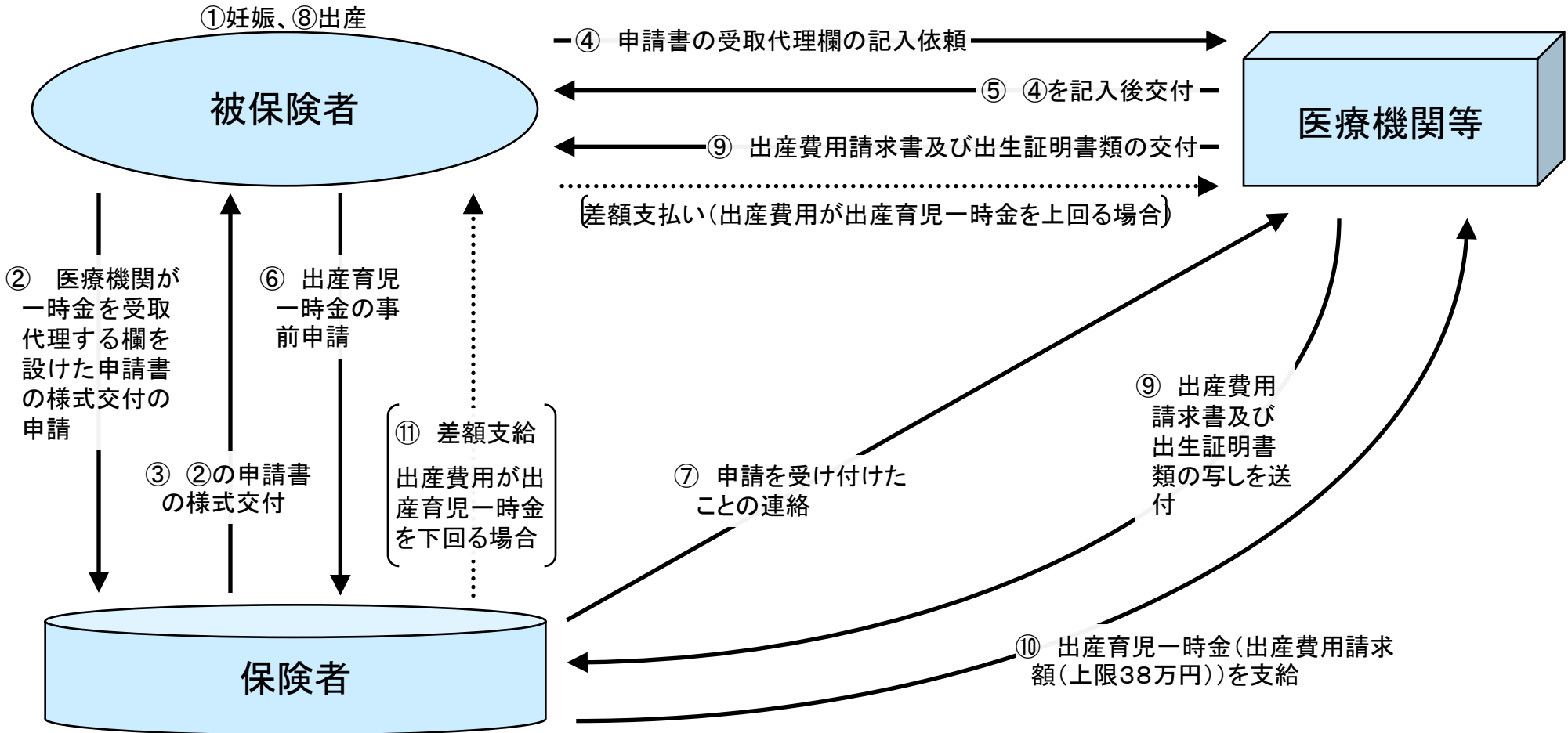
出産育児一時金の申請・支給方法 について

厚生労働省保険局

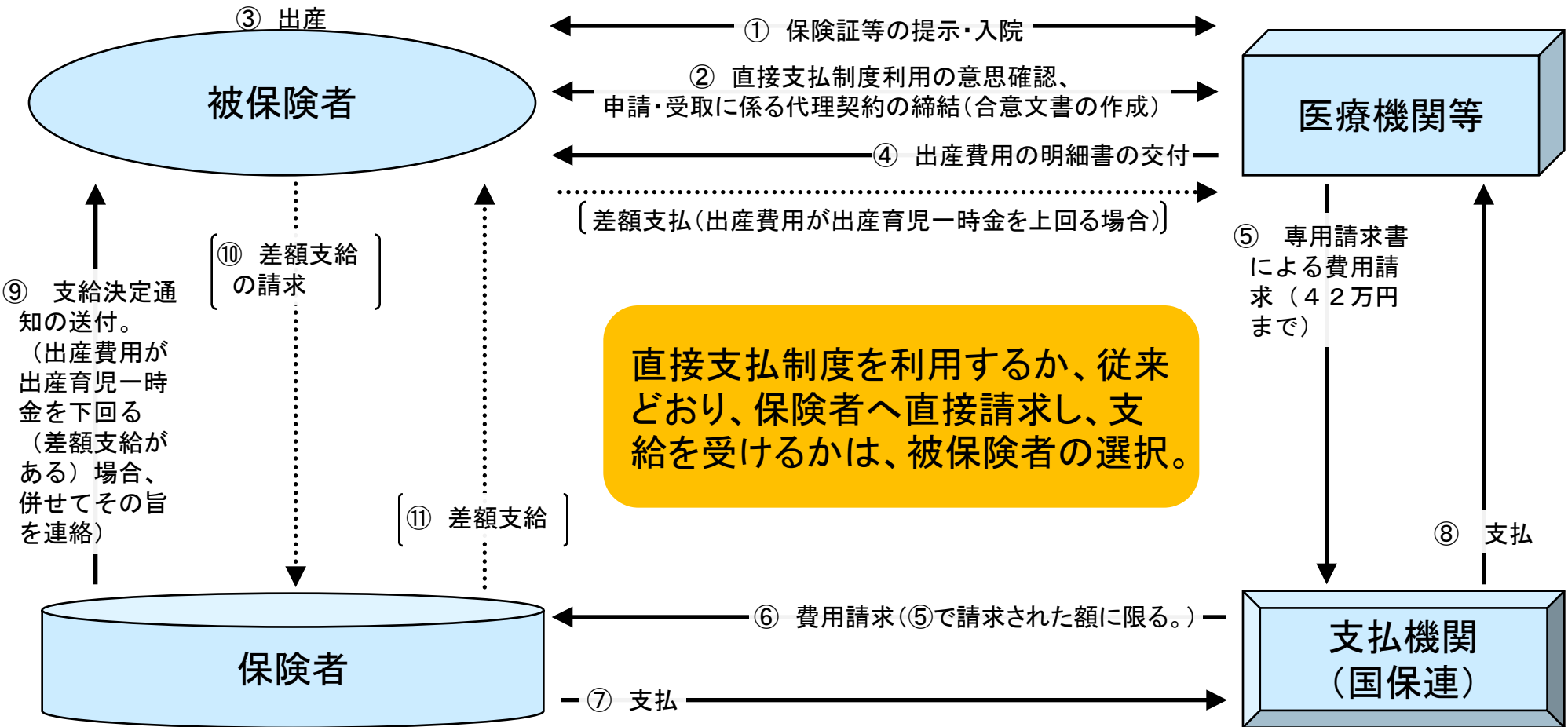
A. 保険者から妊婦等へ直接支給する方法



B. 受取代理制度



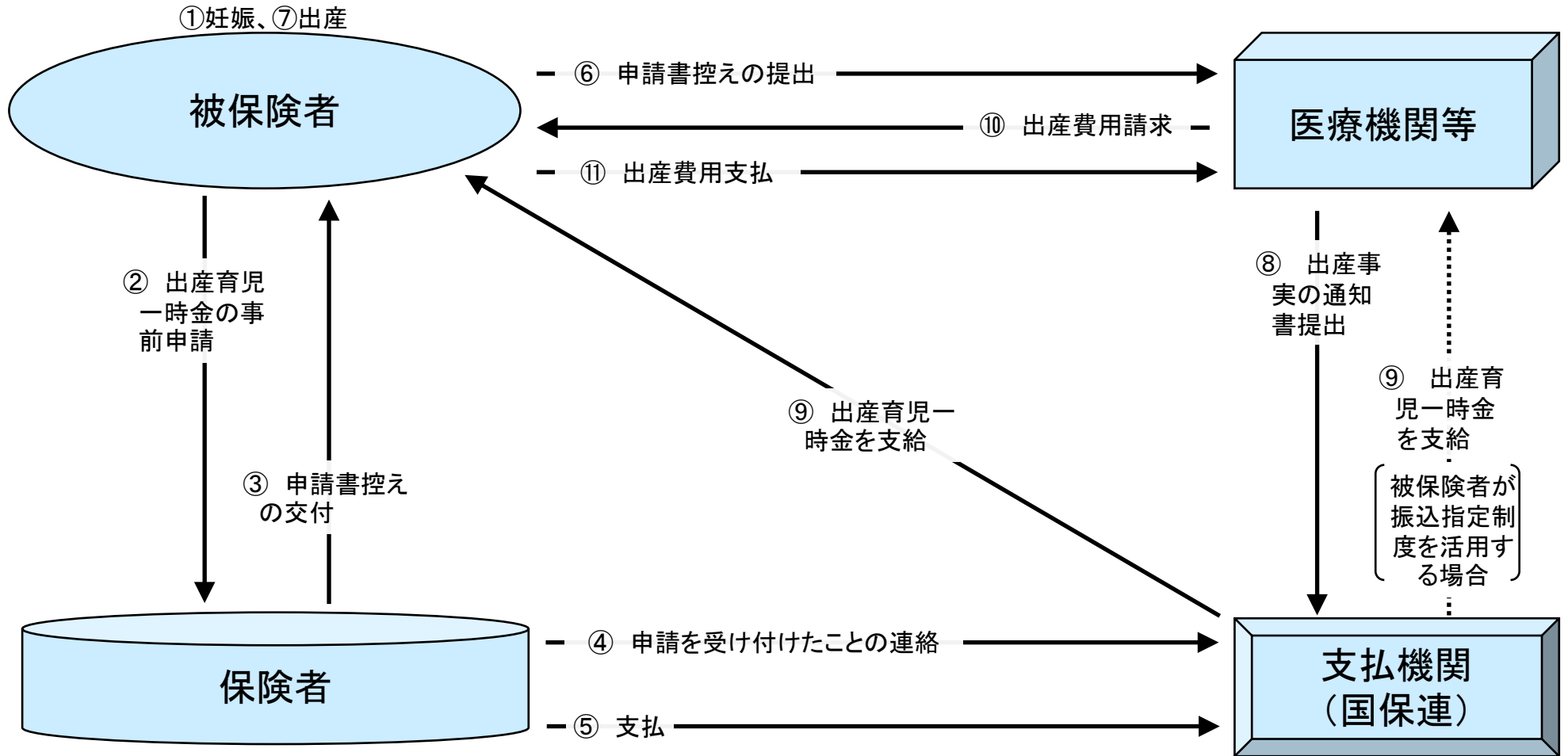
C. 直接支払制度



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

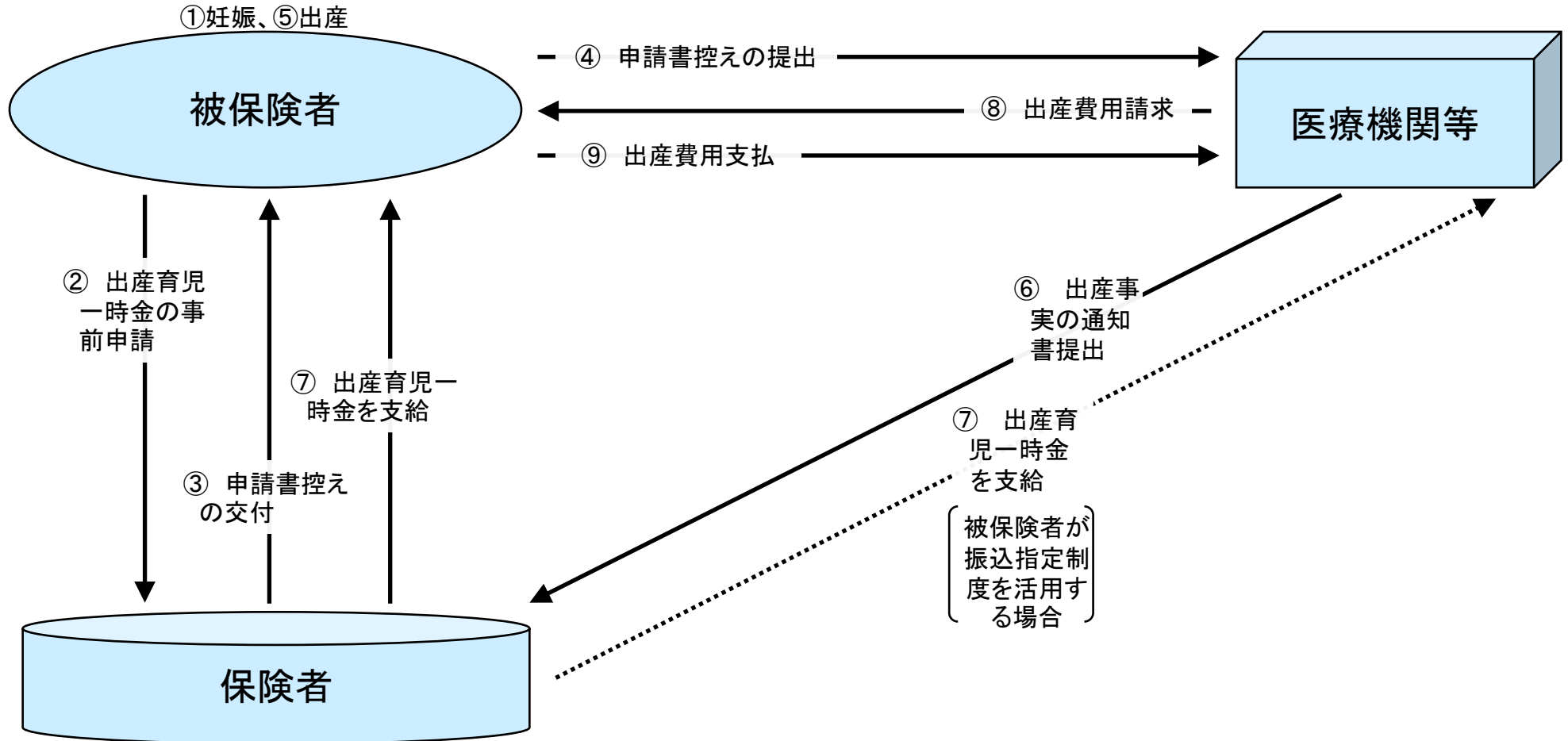
D. 学会・医会共同要望を踏まえた井上専門委員提案

[支払機関(国保連)を介在させる場合]



D. 学会・医会共同要望を踏まえた井上専門委員提案

[支払機関(国保連)を介在させない場合]



出産育児一時金の申請・支給方法の比較について

	A. 保険者から妊婦等へ直接支給する方法	B. 受取代理制度	C. 直接支払制度	D. 学会・医会共同要望を踏まえた井上委員提案
①申請者	被保険者	被保険者	医療機関等	被保険者 ※医療機関等が代行することも可能
②申請先	保険者	保険者	国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金	保険者 ※支払は、国保連が代行することも可能
③申請時期	出産後	出産前 ※出産予定日の1か月前から申請可能	出産後	出産前 ※出産予定日の1～2か月前までに申請する必要
④受取者	被保険者	医療機関等	医療機関等	被保険者 ※被保険者の希望により、医療機関等を受取者とすることも可能
⑤受取時期	申請から支払まで2週間から1か月程度 ※申請締切、期間等は保険者により異なる ※申請当日に窓口で支給している保険者もある	申請から支払まで1週間～1か月程度 ※申請締切、期間等は保険者により異なる ※退院から支払までは最短で1週間程度、最大で2か月程度	申請から支払まで1か月程度 ※退院月の25日又は翌月10日に申請締切 ※退院から支払までは最短で28日、最大で1か月半程度	出産の事実の通知の直後 ※ただし、出産予定日の1～2か月前以後に申請した場合は、申請から支払まで1～2か月
⑥必要書類				
妊婦等→保険者	・申請書 ・出産を証明する書類	・申請書 ※妊婦等が申請書を入手する際に、被保険者証、母子健康手帳等出産予定日を証明する書類の提示が必要	—	・申請書
妊婦等→医療機関等	—	—	・被保険者証提示 ・合意文書締結	・申請書控え
医療機関等→保険者	—	・出産を証明する書類 ・出産費用請求書(内訳は任意)	・専用請求書(内訳がある程度分かる様式)	・出産事実の通知書
⑦実施割合 ※出産件数に占める制度利用の割合	約14% ※19年度の出産育児一時金支給実績と22年6月の直接支払による請求件数から試算	※一部の保険者に対して18年度又は19年度の実績を調査 市町村国保30%程度 (市町村によりばらつきが見られる) 健保組合10～20%程度	約86% ※19年度の出産育児一時金支給実績と22年6月の直接支払による請求件数から試算	—